

障がいのある人もない人も
ともに暮らすまちへ

障がい者配慮事例集 「KIZUKI」



・・・ねらい・・・

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、平成28(2016)年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。これらの法律では、障がいを理由とする差別の禁止とともに、障がいのある人への合理的配慮の提供を求めています。

しかし、この「合理的配慮」をめぐるっては、「わかりづらい」、「どのように配慮をすればよいのか」などといった意見等があります。

そこで、岐阜市では、現に、自治会等の地域活動団体や学校、企業等において、障がいのある人とともに地域活動、教育活動、生産活動などに取り組む際に、配慮している事例について、平成30(2018)年8月から募集を開始しました。

また、同年9月からは、自治会等の地域活動団体や学校、企業等からの要請に応じ、障がいのある人への配慮について助言等を行う「岐阜市インクルーシブアドバイザー」の派遣を開始しました。

今後、さらに障がいのある人への配慮の事例を募るとともに、「岐阜市インクルーシブアドバイザー」の派遣を通じて配慮の事例の創出を図っていきますが、これまで収集した事例をここにまとめ、示すことにより、障がいのある人となない人がともに暮らすための一助(気づき)となれば幸いです。

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生き生きと暮らす地域社会の実現(築き)をめざし、同じ市民の一人として、それぞれの立場に立った考えや配慮、身近にできる工夫などについて、ともに考えてみましょう。

※ここで取り扱う事例は、事実に基づいていますが、プライバシー保護等の関係から、一部内容を整理して掲載しています。

障がいのある人への配慮の事例募集

<http://www.city.gifu.lg.jp/33457.htm>

岐阜市インクルーシブアドバイザー

<http://www.city.gifu.lg.jp/33458.htm>

地域の防災訓練に参加

「要約筆記」により聞こえをサポート

地域の防災訓練に参加したかった聴覚障がいのある人（難聴者）は、参加しても訓練内容が聞こえづらく、わからないと思い、参加することをためらっていました。

それに気づいた自治会役員は、その難聴者と話し合い、難聴者とコミュニケーションを取るためには、「手話」ではなく、会話の内容を要約し、文字で表して伝える「要約筆記」が必要であることを知りました。

そこで、防災訓練に手話通訳に加えて要約筆記通訳がつくことで、その難聴者の参加が可能になりました。

さらに、防災訓練の参加者に、難聴者や要約筆記について広く理解を求めました。



👉 事例のポイント

- ①障がいのある人と話し合うことにより、障がいの特性や必要な配慮について理解し、課題（難聴者の防災訓練への参加）を解決しています。
- ②難聴者や要約筆記について広く住民に理解を求め、認識を高めています。
▶この後、その地域の公民館に文字ガイド付きAEDを設置することとなりました。

👉 配慮を必要とした難聴者からのコメント

要約筆記により、地域の防災訓練に参加することができ、訓練内容もよくわかり、周囲の人からの配慮もあり、とても良かったです。

👉 配慮にかかわった自治会役員からのコメント

障がいのある人と話し合うことにより、障がいの特性や必要な支援について理解することができました。さらに、地域の理解も広まり、良かったです。

聴覚障がいのある人の特性など理解のポイント

- 聴覚障がいのある人には、全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。聞こえにくい人には、高音が聞こえにくい人や低音が聞こえにくい人などがいます。
- 全く聞こえなく・聞こえにくくなった時期も人によって異なることから、それぞれの状況により、「手話」や「要約筆記」による通訳、紙やホワイトボード、パソコン等に文字で表して会話する「筆談」など、情報提供やコミュニケーションの方法を工夫しましょう。
（詳しくは、「障がいの理解啓発パンフレット」をご覧ください。）

障がいのある人となない人とがともに競技に参加

以前の運動会は、障がいのある人が参加しやすい競技がないなど、障がいのある人の参加がほとんどありませんでした。

そこで、地域の自治会連合会の役員と身体障がい者団体の役員は、障がいのあるなしにかかわらず、より多くの人に運動会に参加してもらえるよう話し合い、「車椅子体験リレー」を実施することにしました。

さらに、この競技への参加を車椅子を使用する人など障がいのある人のみに限らず、小中学生や来賓も対象とするなど、理解も広がるよう工夫しました。



事例のポイント

①障がい者団体と話し合い、競技や参加者の選定などを工夫することにより、障がいのある人もない人も一緒に楽しめる運動会となり、車椅子を使用する人など障がいのある人への理解の促進に努めています。

▶この後、身体障がい者団体の認知度も高まり、各種団体の1つとして地域活動への参加が密になりました。

配慮にかかわった身体障がい者団体の役員からのコメント

地域の人々と一緒に参加できる競技ができ、また、参加を通じて少しずつ理解が広まり、よかったです。

配慮にかかわった自治会連合会の役員からのコメント

障がいのある人に限らず、高齢者にも参加しやすい運動会となり、また、役員を含め、車椅子の使用などに関する理解を広めることもできました。

身体障がいのある人の特性など理解のポイント

- 身体障がいのある人には、車椅子のほか、杖、義足、義手を使用する肢体不自由の人や内臓機能に障がいのある人などがいます。
(他の事例で説明する聴覚障がいや視覚障がいなども身体障がいです。)
- 車椅子を使用する人の中には、車椅子を身体の一部のように感じている人もいます。段差や階段、ドアの前などで困っている人を見かけたら、声をかけ、本人の意向を確認の上、支援しましょう。
(詳しくは、「障がいの理解啓発パンフレット」をご覧ください。)

支援機関を活用して意思疎通を円滑化

農業団体の事務補佐として初めて一般就労することになった身体に障がいのある職員は、仕事や職場環境に不安を感じており、職場の責任者も、どのように就業してもらったらよいか悩んでいました。

そこで、支援機関(障がい者就業・生活支援センター)から助言等を受けつつ、互いに話し合いながら、不安や悩みを解消していくことにしました。

まず、職場の環境づくりとして、身体障がい等についての職員研修を実施したところ、周囲の職員からの声かけなど、職員の配慮の意識が高まりました。

また、片手が不自由なことから書類の保存方法を綴じひもからバインダーに、車椅子を利用していることから書類の保管場所を低い棚に変更するなどしました。

さらに、仕事の進捗状況に不安を感じていたため、日誌を作成し、仕事の進捗状況や困りごと、悩みごとなどを共有し、互いに意思疎通を図ることにしました。



📌 事例のポイント

- ①支援機関(障がい者就業・生活支援センター)を活用するなどし、障がいのある職員と話し合いながら、ともに働く上での課題を解決しています。
- ②周囲の職員の障がいについての理解を深め、配慮の意識向上につながっています。

➤ 配慮を必要とした職員からのコメント

仕事のことでなく、職場での関係づくりも不安でしたが、困ったことがあっても周囲の職員に対応してもらえるため、安心して働くことができています。

➤ 配慮にかかわった職場の責任者からのコメント

どのように就業してもらったらよいか悩みましたが、前向きに明るく取り組んでもらえてよかったです。今後も、自身の能力を発揮、向上させつつ、仲間づくりも進めていってほしいです。

障がい者就業・生活支援センターについて

障がいのある人の就業やこれに伴う生活の問題に対して各種相談・支援を行う機関です。

- 岐阜障がい者就業・生活支援センター ※対象：長良川以南の市内在住者
岐阜市鍵屋西町2丁目20 多恵第2ビル1F TEL/FAX：058-253-1388
- 清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ ※対象：長良川以北の市内在住者
岐阜市日野東4丁目10-18 TEL：058-215-8248 / FAX：058-215-8029

支援機関を活用して意思疎通を支援

本が好きで本に携る仕事に就くことになった聴覚障がいのある店員(ろう者)は、これまでの就労経験から、聞こえないことによる職場での孤立や接客などに不安を感じており、店長も、どのように就業してもらったらよいか悩んでいました。

そこで、支援機関(障がい者就業・生活支援センター)から助言等を受けつつ、互いに話し合いながら、不安や悩みを解消していくことにしました。

まず、職場で孤立することのないよう、重要な情報は文書で示し、その他必要なことは筆談等で伝えることにしました。また、接客にあたっては、聞こえないことや伝えたいことなどを示すカードを作成し、活用してもらうことにしました。

なお、コミュニケーションをとるようにしようと、スタッフの中で手話が広まり、職場の雰囲気がよくなりました。



☞ 事例のポイント

- ①支援機関(障がい者就業・生活支援センター)を活用するなどし、障がいのある店員と話し合いながら、障がいの特性について理解してともに働く上での課題を解決し、職場にもよい影響を与えています。

➤ 配慮を必要とした店員からのコメント

情報提供など配慮してもらえてよかったうえ、コミュニケーションをとろうと手話を覚えてくれるスタッフがいてくれてとても良かったです。

➤ 配慮にかかわった店長からのコメント

障がいを感じさせないぐらい、みんなと一緒に働いてもらっています。コミュニケーションをとろうと、スタッフの中で手話が広まったことには驚きました。

支援グッズ紹介

●筆談グッズ「にこにこコミグッズ」

聴覚障がいのある人と筆談を簡易に行えるよう、ペンとホワイトボード、メモ用紙等をセットにし、カバンやポケットに入れて持ち運べるようにした「にこにこコミグッズ」を特定非営利活動法人ぎふ難聴者協会のスタッフが作成し、研修会等で配布しています。



問 特定非営利活動法人ぎふ難聴者協会 TEL/FAX:058-266-0827

※平成26年度岐阜市ユニバーサルデザイン賞等受賞

見えないことに配慮した情報の電子化

外部との情報(文書や資料等)のやり取りを主に紙媒体で行う職場で働く視覚障がいのある人(全盲)が仕事をするのには、同僚による音読や代筆等が必要であり、課題でした。特に、機密性のある情報やプライバシーに関する情報の取り扱いについては、配慮が求められていました。

そこで、職場の管理者は、視覚障がいのある職員でも外部とやり取りができるよう、外部の関係者等に対し、情報の電子化(メールでの送受信や音声で読み取りやすいソフト(Word等)の活用)について理解と協力を求めました。

視覚障がいのある職員がパソコンを通して音声で情報を確認し、対応することができるようになり、同僚と同じように仕事を進められるようになりました。

事例のポイント

- ①障がいのある職員からの配慮の求めに職場(組織)として対応し、関係者等の理解と協力を得て、働く環境を(同僚と同じように働けるよう)改善しています。
- ②障がいのある職員への配慮が職場全体の業務の改善につながっています。

▶ 配慮を必要とした職員からのコメント

外部の関係者等との情報の電子化により、プライバシーに関する情報の取り扱いの障壁を解消したことはもとより、同僚と同じように働けるようになり、とても良かったです。

▶ 配慮にかかわった職場の管理者からのコメント

情報の電子化にとどまらず、(音声で読み取りやすいよう)電子情報の簡素化も進み、視覚障がいのある人とともに働く職場に対する配慮が得られ、良かったです。

視覚障がいのある人の特性など理解のポイント

- 視覚障がいのある人には、全く見えない人と見えづらい人がいます。見えづらい人でも、暗いところが見えにくい人や見える範囲が狭い人、特定の色がわからない人、光をまぶしく感じる人などさまざまです。
- 全く見えない・見えにくくなった時期も人によって異なり、それぞれの状況により、「点字」や「拡大文字」、「音声」(音読、代読、CD等)など、情報提供の方法を工夫しましょう。(詳しくは、「障がいの理解啓発パンフレット」をご覧ください。)

“学ぶ”ことへの障がい組織的にサポート

さまざまな学生を受け入れる学校として、特に障がいや疾患等により配慮が必要とされる学生の校内外の活動を支援するため、サポートルームを設置しています。

車椅子を利用する難病の学生が入学することになった際、その学生や家族と話し合い、校内の活動において一部介助等を行う必要が生じたため、学生アシスタントを募集、養成し、支援することにしました。

事例のポイント

- ①入学前から難病の学生や家族と話し合い、必要な配慮について検討することで、入学後のスムーズな支援につながっています。
 - ②難病の学生が学生アシスタントの負担等を考慮して遠慮しないよう、アシスタントを有償ボランティア制としています。
- ▶学生アシスタントの活動を受け、他の学生も配慮に心掛けるようになりました。

▶ 配慮を必要とした学生からのコメント

- ・以前は周囲の人に介助をお願いすることを躊躇していましたが、学校で学生アシスタントをお願いするようになり、自然と他の人にもお願いできるようになりました。
- ・休憩用の個室も設けてもらい、学校生活を快適に過ごせるようになり良かったです。

▶ 配慮にかかわった学生アシスタントからのコメント

- ・どのように介助したらよいか不安でしたが、本人に聞きながら介助することで、自然に関わることができるようになり良かったです。
- ・スロープに学生がたむろしていたりすることもまだあるので、スロープを利用する人のことを考えて行動しようという意識がもっと広まるとよいです。

学校における その他の 事例を紹介

- ①精神等に障がいのある学生が試験時に集中しやすいよう、個室での受験に配慮。
- ②発達障がい等のある学生からのレポートの提出期限の延長等(過密なスケジュールの調整等のため)に配慮。

精神・発達障がいのある人の特性など理解のポイント

- 精神に障がいのある人は、精神疾患により、生活のしづらさを感じていますが、継続した治療・服薬があれば、症状をコントロールし、安定した生活をおくることができます。
- 発達障がいのある人は、考え方や感じ方に特性がありますが、その特性はさまざまです。コミュニケーションなど対人関係の困難さなどから、誤解されることもあります。
- ともに周囲から理解されにくい障がいですが、個々に応じた配慮が必要なことを理解しましょう。(詳しくは、「障がいの理解啓発パンフレット」をご覧ください。)

不安を和らげる仲間づくり

知的障がいのある子どもと一緒にイベントに参加する際に、親がトイレなどでその場を少しでも離れると、子どもが不安がり、困っていました。

そこで、仲間で声をかけ合い、その子と手をつないで不安を和らげるなどし、見守ることにしました。



👉 事例のポイント

- ①障がいのある子どもの特性について周囲からの理解を得ることにより、配慮につながっています。

▶ 配慮を必要とした子どもの親からのコメント

見守り合いの関係を仲間と築くことにより、イベントだけではなく旅行にも子どもと一緒に行きたいと思えるようになりました。

▶ 配慮にかかわった仲間からのコメント

見守り合いの関係を仲間で築くことにより、障がいのある子どもの不安を和らげるだけでなく、その親の不安も和らぐことがわかりました。

知的障がいのある人の特性など理解のポイント

- 知的障がいのある人は、外見から障がいがあることがわかりにくく、未経験のできごとや状況の変化への対応が困難であったり、置かれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手な人が多くいますが、個人差が大きく、人によって異なります。
- 集団行動の中でパニックになる人もいますが、強い口調ではなく、穏やかな口調で声をかけるようにしましょう。(詳しくは、「障がいの理解啓発パンフレット」をご覧ください。)

工夫事例 誰にでも履きやすいトイレのスリッパ

トイレのスリッパは、次に使用する人が履きやすいように揃えて置いておくものですが、特に全盲の人には、スリッパの向きが違ったり、左右が離れていたりすると、わかりづらく、履きづらいです。そこで、一足ずつ規定の木枠に揃え置くようにすることにより、視覚障がいのある人だけでなく、誰にでも使いやすく便利になりました。



障がいのある人と
ともに活動する人



障がいのことがわからない…
“合理的配慮”ってどういうこと？

障がいのある人



みんなといっしょに「働きたい」「学びたい」
「行事に参加したい」「安心して暮らしたい」

そんなとき…

インクルーシブ アドバイザー

を派遣します。

「インクルーシブ」とは、「包み込む」「包括的な」という意味です。
障がいのあるなしにかかわらず、ともに活動する
「インクルーシブ」社会の構築に向けて助言等する専門家です。

主な相談事例



発達障がいのある児童の学校や家庭での支援のあり方等。
聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段等(手話や筆談)。

- **無料**で派遣します。
- **さまざまな障がい**(難病等含む)や状況に対応します。
- **岐阜市内**のご希望の場所にうかがいます。
- 1日2時間以内ですが、ご希望により複数回うかがいます。
- **お気軽にご相談・お申し込みください。**

岐阜市ICA

検索

岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課



058-214-2138



058-265-7613



fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

インクルーシブアドバイザー(ICA)のご紹介

	対応障がい	活動分野	氏 名	所 属 等
1	身体障がい	全般	五十川勝也	一般財団法人 岐阜市身体障害者福祉協会
2	視覚障がい	全般	前田 光雄	岐阜市視覚障害者福祉協会
3	聴覚障がい	全般	志水 道嘉	岐阜市聴覚障害者協会
4	聴覚障がい	全般	水口 元一	特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会
5	肢体不自由	全般	安藤 光昭	岐阜市肢体不自由児者父母の会
6	知的障がい	全般	春見 鉄男	岐阜地区知的障がい者育成会
7	精神障がい	全般	服部 信子	岐阜市あけぼの会(精神障害者家族会)
8	発達障がい	全般	水野佐知子	岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック
9	難病等	全般	日比野房子	特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部
10	重症心身障がい	全般	山田 稔	岐阜市重症心身障害児(者)を守る会
11	全般	全般	戸田 二郎	特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう
12	全般	全般	杉島 正秋	学校法人 朝日大学 法学部
13	全般	地域	加藤 大輔	学校法人 岐阜済美学院 中部学院大学 人間福祉学部
14	全般	教育	池谷 尚剛	国立大学法人 岐阜大学 教育学部
15	全般	雇用・就労	臼井麻紗杜	日本ウエストン株式会社

※お申し込みの内容に応じて、上記から岐阜市で選定(原則2人)します。

障がい者配慮事例集 「KIZUKI」

発行年月	平成31(2019)年 3月
発 行	岐阜市 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 TEL. 058-214-2138 FAX. 058-265-7613 ✉ fj-shougai@city.gifu.gifu.jp
編 集	福祉部福祉事務所障がい福祉課